

報告概要「EU の環境戦略と日欧環境協力の展望」

龍谷大学法学部教授

高村ゆかり

今や約 5 億人の巨大市場をもつ EU において、環境政策は 1972 年以降重要な政策分野の一つである。「高い水準の保護」という EU の環境政策の目標を目指すために、地域的・世界的な環境問題に対処するための国際レベルでの措置の促進もそのめざすところである。EU 環境法は加盟国のそれに事実上の影響を与えるだけでなく、市場を介して日本など第三国へも影響を与える。近年は、「環境」は、その中期的な経済戦略であるリスボン戦略の軸の一つとして位置づけられ、雇用政策、経済成長戦略、エネルギー政策とも密接に関連づけられている。

EU 環境政策には予防原則をはじめとする 4 つの原則があると同時に、環境保護の要請がその他の共同体政策の策定と実施に統合されなければならない（統合原則）。2002 年から 2012 年までの戦略を定めた第 6 次環境行動計画では、5 つの戦略的アプローチのうち他の政策への環境の考慮の統合、環境保護のために機能する市場の推奨が注目に値する。第 6 次環境行動計画の中間見直し（2007 年）では、国際協力の一層の促進（EU の高い水準の環境保護を達成するため）を第 1 に掲げ、そのために実効的な環境外交（WTO など他の分野の国際交渉と環境目標との関連づけ、各条約間の整合性確保、EU の環境政策と環境基準の普及など）などを重点課題としている。

EU 環境政策のうち注目される分野の一つは地球温暖化である。とりわけ、エネルギー分野での対策、排出枠取引制度が注目に資する。また、相互承認協定締結による他国の取引制度との連結、京都メカニズムとの連結など市場の活用を通じて、2020 年に 20% の排出削減と 20% の再生可能エネルギーシェア拡大をめざす「20-20-20」へ向けた取り組みを行うとともに、第 3 国（途上国）に温室効果ガス削減水準を上げるインセンティブを与えている事例が見られる。注目される環境政策のもう一つである化学物質政策については、規制物質を使っていると市場へのアクセスができなくするという形で、有害物質使用規制（RoHS）指令や化学物質の登録・評価・許可について定めた REACH 規則は、EU 域外の第三国の事業者にこうした EU 法令に従った製品対応を迫り、第三国において類似の法令が採択される契機となるなど第三国へも影響を与えている。

EU は高い水準の保護の実現をめざして、科学的不確実性をともなう環境リスクに対して予防的な対応をとっている。しかし、EU の環境政策はナイーブな環境保護志向によるものではなく、雇用やエネルギーなどの中期的な経済戦略、競争戦略の一環としておこなわれていることを看過してはならない。EU の動向は、市場を利用したユーロスタンダードの拡

大・普遍化ともいえる。こうした戦略は環境リスクへの予防的対応とあいまって、貿易分野において第3国、とりわけ北米諸国との緊張関係を生んでいる。一方、EUの拡大により、27カ国で共同歩調をとる難しさにも直面している。日EU協力については、グリーン・ニュー・ディールや低炭素社会構築など、EUの掲げるビジョンを日本が共有できる部分は少なくない。遺伝子組換えなど、ともに協力してきた事例も少なくない。両者の関係のあり方は、日本が今後いかなる環境戦略、経済戦略をとるのかによる。地球温暖化分野での低炭素社会づくり戦略や主要排出途上国への対応、環境技術協力、環境技術が活きる（市場競争力を持つ）国際ルールづくりなどは、日本とEUが今後協力を強化しうる分野の一つであろう。

文責：井上淳（一橋大学経済研究所）。報告者の了承の上、掲載。